



陸前高田市告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、その旨を告示する。

平成28年9月16日

陸前高田市長 戸羽 太



1 都市計画の種類

都市計画施設（道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 陸前高田市高田町字曲松から字中和野まで（別紙図書のとおり。）
- (2) 陸前高田市高田町字西和野から字山苗代まで（別紙図書のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書の縦覧場所

陸前高田市役所建設部都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、変更に係る都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。